

## 救急活動中に傷病者を負傷させた事故について

令和8年1月12日（月）、佐賀市内での救急要請事案において、要請場所から傷病者を搬出しようとした際に、頭部側で活動していた救急隊員の現場活動ベストの右ポケットから、無線機（約300g）を傷病者の顔面に落下させ（高さ約30cm）、左眼瞼（まぶた）を負傷させたもの。

なお、本来救急要請された病態には影響なく、搬送遅延もありませんでした。

### 【問い合わせ先】

佐賀広域消防局 佐賀消防署  
電話：0952-33-6775